

会議の名称	令和7年度 第2回 都城市国民健康保険運営協議会
日 時	令和7年10月1日（水）午後3時～午後4時10分
場 所	本庁4階 秘書広報課前会議室
出席委員	森田委員、和田委員、時任委員、高城委員、濱田委員、落合委員 柿木原委員、永友委員、徳留委員、川島委員
欠席委員	北別府委員、福島委員、山森委員
事務局	都城市長、岩崎健康部長 保険年金課 河津課長、大井副課長、大峯主幹、平川主幹、東主幹、 東専門員、満行主事、肥田主事
傍聴者数	無
会議次第	1 開会 2 市長あいさつ 3 諮問 4 会長あいさつ 5 議事 （1）諮問について （2）国民健康保険制度について（国・県の動向） （3）保険税水準統一について （4）子ども・子育て支援金について 6 その他 （1）次回開催日時 第3回 10月15日（水）午後3時から午後4時30分 7 閉会
配布資料	令和7年度第2回国民健康保険運営協議会次第 出席者名簿 令和7年度第2回 国民健康保険運営協議会 令和7年度第2回 国民健康保険運営協議会 用語集 令和7年度第2回 国民健康保険運営協議会 追加資料 諮問書（写）
議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
	1 開会 2 市長あいさつ 3 諮問 市長から会長へ諮問書授受 4 議事 議事録署名委員選出 議長の指名により1名選出

事務局	(1) 諮問について 令和7年度第2回 国民健康保険運営協議会 追加資料により説明
議長	諮問の内容について事務局から説明がありました。ご質問等はありませんか。 質疑無し
事務局	(2) 国民健康保険制度について（国・県の動向） 令和7年度第2回 国民健康保険運営協議会（P3）により事務局説明
議長	事務局から説明につきまして、ご質問等はありませんか。 質疑無し
事務局	(3) 保険税水準統一について 令和7年度第2回国民健康保険運営協議会（P4～P10）により事務局説明
議長	非常に難しいですよ。いずれにしても、県のご指導のもとに調整をしながら、4方式から3方式に移行する過程で調整を進めてなおかつ、県内の26市町村に取り残されることにならないように足並みを揃えて、12年度の標準課税に向けて、そのための努力をしていきたいということであります。 資産割はなくなるわけですから従来の割合が当然変わってきます。その目標を、先ほどから何回もお話がありますとおり、3方式にした場合に、所得割、均等割、平等割の比率を50対35対15にするということで、被保険者によっては、当然、税額の変動が予想されます。そのため、負担を軽減するために基金を活用して緩和していくという説明がされました。事務局への質問をお願いします。
委員	今までは（応能割と応益割が）50対50だったわけですよ。これを50対35対15にした場合、均等割、平等割がその分増えることになるのでしょうか。 今までは50対50で半分ずつ割っていたのが、資産割がなくなって、均等割と平等割が35対15になりますので、この分が増える形になって、結局負担が増える人もだいてくるのでしょうか。このあたりはどうなのでしょう。

事務局	まず、所得割と資産割で50%、均等割と平等割で50%、それで均等割が35%、平等割が15%で50%です。応能割の所得割と資産割のうち、資産割の部分がなくなりますので、所得割が50%に増える予定です。全体として保険税の総額が同じであれば、所得割で課税されている方は税額が上がります。 ただ、資産割が課税されていた方は資産割がなくなるので、その分が少なくなります。平等割と均等割は変わりませんので、本来変わらないところですが、都城市の現在の賦課割合が応能割50%、応益割50%という標準的な割合より崩れておりますので、その標準的な割合に揃える段階で、税額が上がる人もいれば下がる人もいます。そこは個々の世帯を見ていかないと、世帯ごとに違います。 全体で見た場合、全体の保険税額が一緒であれば、ただ割合が変わるだけで、所得がいくらあるかによって、所得割の課税が増えれば増えますし、下がればその分の所得割分の課税額は下がります。 現在、4方式の場合は40%(所得割)、10%(資産割)、35%(均等割)、15%(平等割)が標準となっていますが、都城市はそれが52%、4%、25%、17%という形で大きくずれていますので、そこを揃える必要も出てきます。そのため税額はそれぞれの方で変わってきます。
委員	人によっては、資産割がなくなれば、どこかにしわ寄せが出てくるのではないかということと言われる人もいらっしゃるわけですね。どこかにはしわ寄せが出てくるのだと思うのですけどね。
事務局	資産割は固定資産税額にかかっていますから、その部分がなくなることによって所得に課税する部分が増えたり、税率が上がったり、被保険者1人当たりにかかっている均等割が増えるかもしれませんし、1世帯にかかっている平等割が増えるかもしれません。その増えるところによっては、税額が増える方も当然出てきます。
委員	所得が変わらなければ、所得割はそのままになるわけですね。
事務局	そうでもないです。これも先ほど言いました通り、賦課割合が現在違っているので違ってきます。
議長	他にございませんか。
委員	同じ所得だったら結局高くなるということですよね。所得割だったら、応能割が増えるということなので、同じ所得だったら単純に考えれば増えることになりますよね。

事務局	今の賦課割合が52.2%と多いわけですね。所得割を50%にするので、その分所得割の課税分は下がります。ただそれは保険税全体の割り振りなので、1人1人ではちょっとわかりません。
委員	全体をまず50対50で割ってしまって、所得割は今は50%じゃなくて若干多い52%ということですね。そもそも、3方式になったのは何ででしょうか。
事務局	保険税水準の統一に向けて、県内の算定方式を3方式にしますというのが国民健康保険運営方針で決まったというのが一つあります。 ただ、それより前から資産割については、都城市内に資産を持っていない方、例えば三股町にいっぱい資産を持っていて都城市に資産を持っていない方は、資産がないということで資産割がかかっていなかったのですが、都城市と三股町で住んでいるところが違うだけで、その税について差があるというのは不均衡ではないかということがあって、本来の資産割の目的からずれているというのがあり、廃止した方がよいのではないかということで、全国的に廃止に向かっているところです。 それと、資産については農業用の農地、それから工業用の土地建物といったものは収益を生み出しますけれども、住宅地については収益は出てきませんので、収益を生まない資産について資産税に課税するのは応能割としてふさわしくないのではないかという議論もあって、廃止ということになっております。
委員	わかりました。
議長	他にございませんか。疑問に思われたときは、この会議が済んでからでもいいですが、事務局にお尋ねください。
委員	15年度までに完全統一ということになっているのですが、遅くとも令和17年度までを目標とするとなっていますが、15年度を目標にするということでもいいですか。

事務局	宮崎県は、一応今のところ15年度を目標にしたいと考えています。15年度を目安として考えて、県内市町村との協議を進めていきたいという考えを持っております。 15年度にしますという方針を出すためには、県内全市町村の合意が必要となってきますので、今、市町村の中で少し待って欲しい、15年度はちょっと早いのではないかという市町村もあつたりしますので、そこの市町村の合意を得るために、県が調整を行っております。その調整結果によっては15年度に統一しますという形ではっきりと方針が示されると思います。 今現在ではまだ承諾していない市町村がありますので、今のところ目安ということで、15年度に向けて準備をしていこうということになっております。
委員	15年度を目標ということでよろしいですね。万が一遅れると、不利益が出てくるのでしょうか。
事務局	遅れると、もらえるはずの交付金がもらえなかったりします。
委員	その分は保険税に跳ね返るのでしょうか。
事務局	県内の保険事業を行うための費用が県で不足しますので、その部分はどうにかして調達しないといけないとなれば、当然市町村が納める納付金で調達することになります。調達するとなると、その財源となっている保険税を市町村は上げないと調達ができないという悪い状況が波及していくことになりますので、県も15年度に統一したいという意味は持っていると思います。
委員	ここに書かれている3ヶ年というのは遅れた分の15年、16年、17年という意味なのでしょうか。
事務局	その前に統一すれば、14年に統一すれば14年、15年、16年という形になります。
委員	統一したら、必ず3ヶ年はこれが出るのですね。
事務局	はい、そうです。
議長	他にございませんか。 質疑なし
事務局	(4) 子ども・子育て支援金について 令和7年度第2回国民健康保険運営協議会（P11）により事務局説明

議長	ただ今説明がありました、ご質問等ございませんか。
事務局	追加で説明いたします。 この制度について、国から県に対する制度の概要等の資料がまだ送付されていません。保険税条例をどのように改正するかという条例案も来ていないため、現時点では、こういう制度が始まるという説明しかできない状況です。 県の説明では、12月になったら国から通知があるのではないかとのことですので、答申までには通知が来ないかのではないかと考えています。以上です。
議長	令和8年度からの創設となると、（条例案を）3月議会にかけることになりますね。そこしかないわけですね。
事務局	4月から賦課をしなければいけないので、4月1日基準になりますから、3月議会で条例が制定されていないと賦課ができません。
議長	その辺をちょっと国は、よそ様のことだと思ってやっていて、びっくりしますね。遅いですね。もう至上命題で一番難儀するのは市町村ですから、これは県を通してもう少し早く指示をいただけるように要望してください。 条例改正しなければ運用ができないわけですから、そのあたりは強く要望していただいて、遅れることがないように努力をお願いしたい。 まだ、どのように改正していいのかもわからないのでしょうか。
事務局	そうですね。
議長	ただ税金として徴収はするということですよ。
事務局	そうです。
委員	一体どれくらい徴収するのか、各世帯からどれくらいかというのも全くわからない状況ですか。一番興味があるところです。
事務局	こども家庭庁が試算した金額では、被保険者1人当たり令和8年度は月額250円になるのではないかと結果が示されていますが、これも大もとの国がいくら必要なのかによって金額が変わりますし、他の医療保険の加入者の人数によっても変わってきますので、参考程度と考えていただければと思います。 国保は月額250円という試算です。

議長	他にございませんか。 国で決定事項として制度を実施するという至上命題みたいなものですけど、都城市はしませんなんて言えないわけです。税負担の公平性というところもありますが、実際いくらになるのかはこれから決まるということですね。 子供たちが健康にすくすくと育っていくための支援策ではありますけれども、今置かれている地域の子供たちの将来を考えれば、支援を充実させるほど子供たちが増えてくれるわけですから、必要だと思う反面、現実を見たときには負担感も出てくるかと思います。 制度の細かいところはまだはっきりしませんので、時間をかけて検討していく必要があります。今回の3回目ぐらいに何か示されるかもしれませんね。ただ今のところはまだ見通しがつかない状況です。
委員	子ども・子育て支援金の答申というのは、今よくわかっていないところで、今回の審議でどこまで持っていくのでしょうか。
事務局	答申していただくのは、先ほど説明した中の11ページの課税の算定方式を3方式に設定すること、それから令和8年度から支援金分の賦課を開始すること、それを保険税条例に改正して制定することまでです。
議長	他にございませんでしょうか。先ほども申しましたように、ご不明な点は事務局にお聞きいただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。 それでは一応（1）から（4）まで全ての審議、説明を受け、ご質問等を受けましたので、全体的に何かご質問等ございませんか。 それではないようでしたら、議事の審議、質疑は済んだものとして、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました
事務局	6 その他 （1）次回の運営協議会について 令和7年10月15日（水）15時から本庁4階秘書広報課前会議室で開催予定 7 閉会

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

議長

杉本 康雄

委員

和田 初雄